

第 1 章 序 章

1 改定の背景と視点

(1) 改定の背景

平成9年（1997年）3月に初めて策定された『葉山町都市計画マスタープラン』（以下「前マスタープラン」）は、策定後、18年余りが経過し、計画期間の満了が目前に迫っています。

この間、平成12年には第三次葉山町総合計画基本構想が、本年3月には第四次葉山町総合計画基本構想が策定されたほか、関連する各個別計画等の策定・改定も行われています。

また、今後の予測される超高齢・人口減少社会の到来といった社会情勢の変化にも対応すべく新たな都市づくりの方針を検討する必要があります。

こうしたことから、これらを踏まえ葉山町都市計画マスタープランを改定することとしました。

(2) 改定の視点

平成36年度までを計画期間とする『第四次葉山町総合計画基本構想』の土地利用構想では、これまで進めてきた土地利用施策を土台として、基本的な方向性を継承しつつ、これをさらに万全なものにしていく必要があるとしています。

これを受けて、今回の改定では、これまでの都市づくりの方向性を踏襲することを基本としつつ、前マスタープランの策定時には想定していなかった長引く経済の低迷や人口減少社会の到来、超高齢社会の進展などの社会経済情勢の変化、また、大規模地震による津波災害の想定、地域の魅力を活かした住民主体の地域まちづくりなど新たな課題への対応を踏まえた改定を行うこととしました。

2 都市計画マスタープランの役割

(1) 都市計画マスタープランとは

「都市計画」とは都市計画法で、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」と定義されています。その中で、都市環境の保全や機能の増進を図るために、長期的な見通しにたってその都市の将来像、市街地の規模、土地利用の方針等を定めるとともに、必要な道路、公園・緑地等の都市施設の位置や規模等を定めて、全体として調和のとれた市街地を作り上げるための手法と言えます。

「都市計画マスタープラン」は、この都市計画に関し、市町村が策定する基本的な方針のことです。

(2) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、次の役割を担います。

- ・都市や地域の将来像を明示して目標を示します。
- ・都市づくりのための総合的な整備方針を示します。
- ・市町村が決める都市計画の基本的な方向を示します。
- ・他の施策を都市づくりに総合化させます。
- ・住民の都市づくりへの参加を促します。

3 葉山町都市計画マスタープランの位置づけと構成

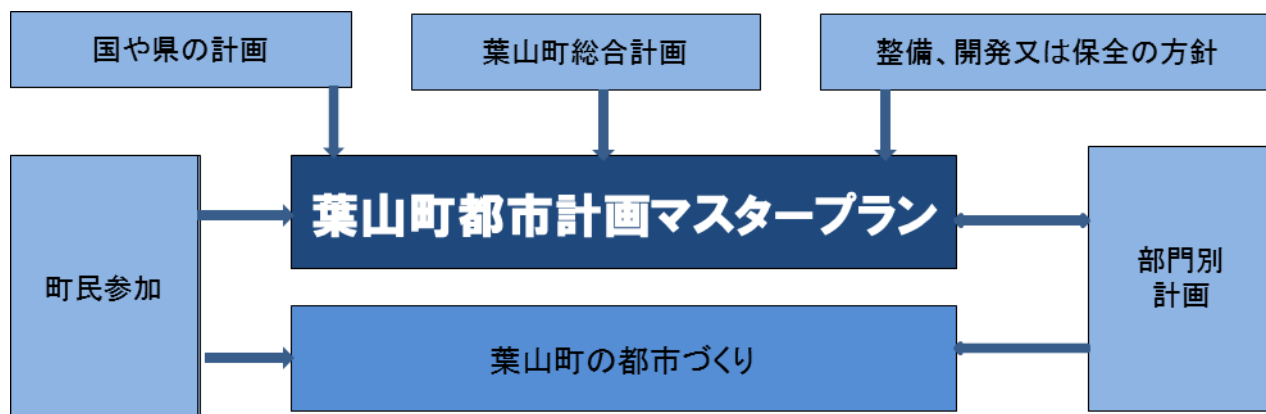
(1) 葉山町都市計画マスタープランの位置づけ

葉山町都市計画マスタープランは、葉山町の都市計画に関する基本的な方針であり、都市計画法第 18 条の 2 に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられます。

葉山町都市計画マスタープランは、葉山町総合計画基本構想と葉山町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定められます。

また、葉山町都市計画マスタープランは、葉山町総合計画の基本計画・実施計画や、葉山町緑の基本計画や葉山町景観計画等の部門別計画と相互に整合を図りながら、第四次葉山町総合計画基本構想に定める「美しい海とみどりに 笑顔あふれる ころろ温かな ふるさと 葉山」の実現に向けた都市づくりを目指します。

■葉山町都市計画マスタープランと関連計画との関係



(2) 葉山町都市計画マスタープランの構成

- ・ 葉山町都市計画マスタープランは、町の現況と課題を把握したうえで、都市づくりの理念と目標を定めます。
- ・ 葉山町都市計画マスタープランは、「都市づくりの方針(全体構想)」と「地域づくりの方針(地域別構想)」によって構成します。
- ・ 「都市づくりの方針」では、将来都市構造および土地利用、都市施設のあり方等を示します。
- ・ 「地域づくりの方針」では、より詳細に地域ごとの市街地像やまちづくりの考え方、整備内容、方策等を示します。

4 対象範囲と計画期間

(1) 対象範囲

葉山町都市計画マスタープランの対象範囲は都市計画区域である葉山町全域（面積 1,704ha）です。

(2) 計画期間

葉山町都市計画マスタープランで設定する目標年次は、平成 37 年(2025 年)までとします。